

北海道サイクルルート 案内看板・路面表示(矢羽根)の仕様基準

令和5年12月
北海道サイクルルート連携協議会

はじめに

本仕様基準は、「北海道のサイクルツーリズム推進方針 実施細目（案）」で示されている、「統一的なルートのご案内」および「路面表示による安全対策」について、道路管理者が整備を行う際の具体的な内容について、解説したものである。

本仕様基準のうち、「路面表示（矢羽根）」に関する項目は、サイクリングルートに関わらず一般道に施工する場合においても、統一した仕様によりドライバーやサイクリストへの適切な認知を図るため、参考とされたい。

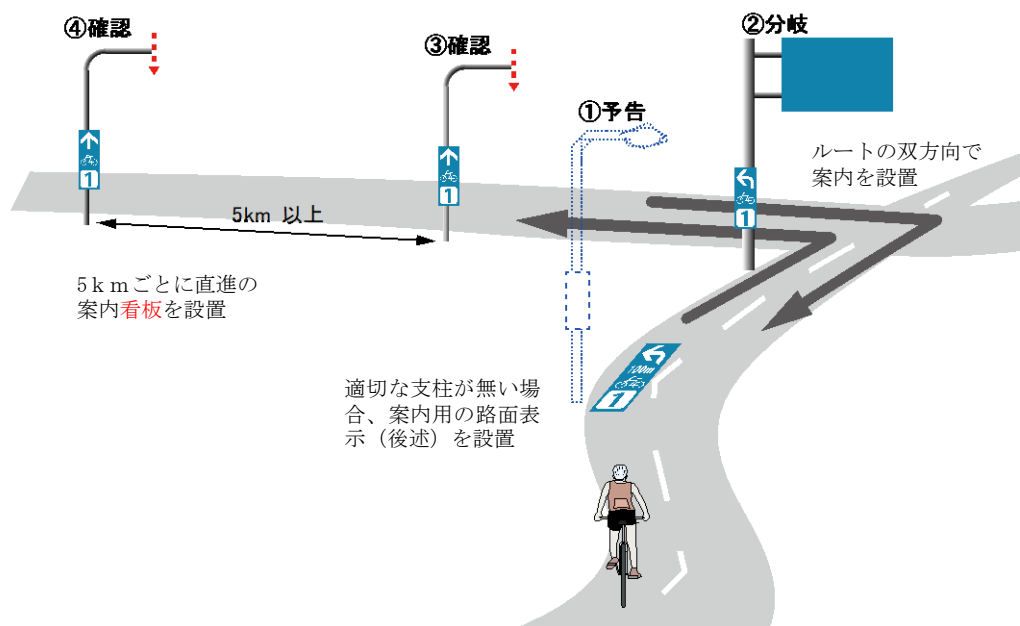
1. 案内看板	1 ~ 12
2. 地域ルートの案内	13 ~ 17
3. 案内用の路面表示	18 ~ 21
4. 案内用の路面表示（地域ルート）	22 ~ 24
5. 路面表示（矢羽根）	25 ~ 34
6. 別添（参考）	35 ~ 36

案内看板



1. 交差点部に設置する案内看板の種類

- ・ルートが右左折で分岐する交差点で「予告」「分岐」「確認」の案内看板を双方向に設置する。
- ・単路部にも、5km間隔で双方向に案内を設置する。
- ・設置にあたっては、道路附属物等の支柱への「案内看板」を設置、適切な支柱が無い場合には「案内用の路面表示」によりルート案内を設置する。



「① 予告」



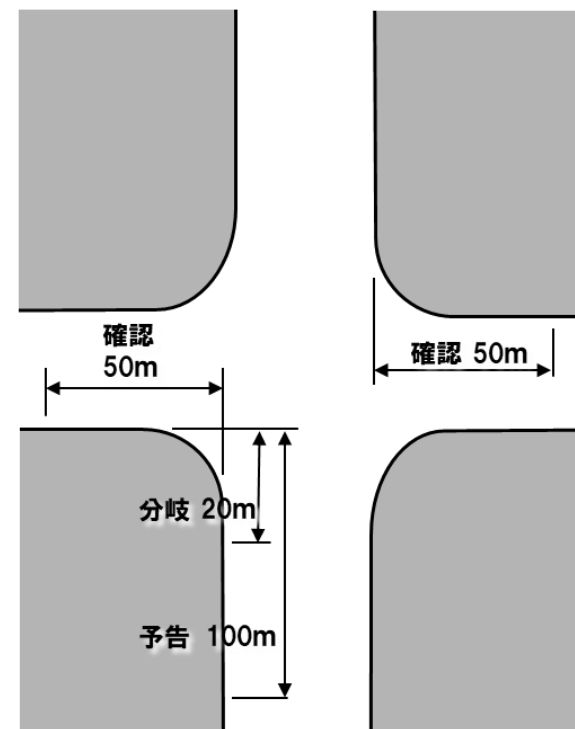
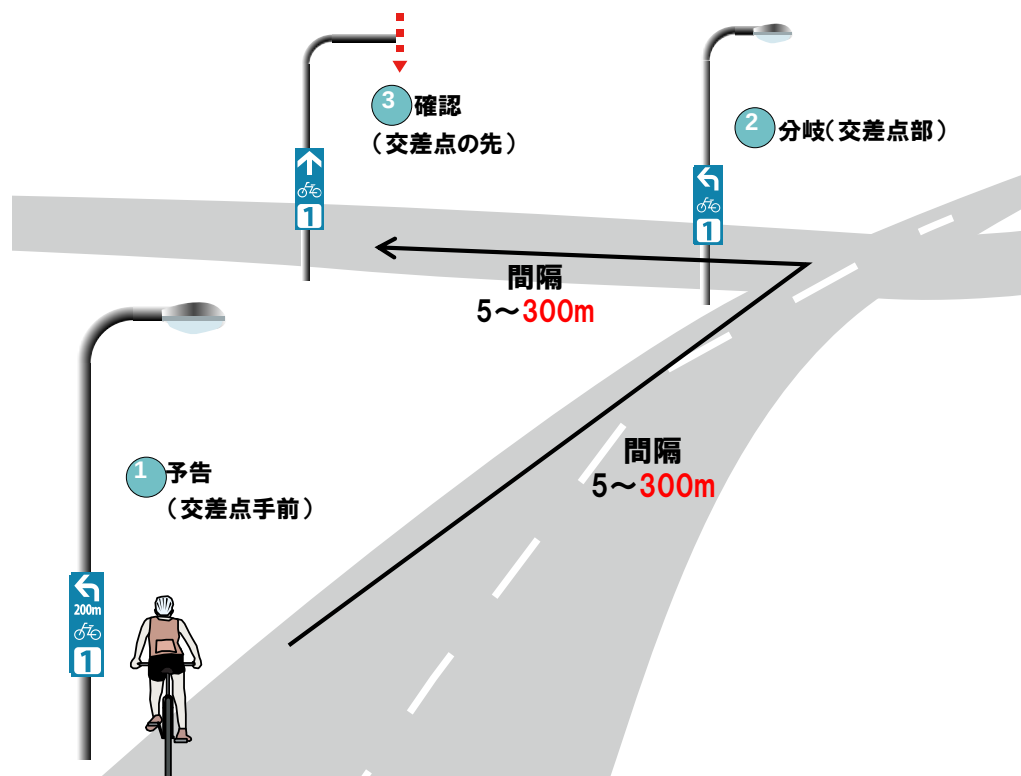
「② 分岐」



「③ 確認」

2.交差点部に設置する案内看板の設置位置

- ・「予告」の設置位置は、交差点手前5m～300mの範囲とし、100m手前を基本に設置する。
- ・「分岐」の設置位置は、左折時には交差点手前の支柱に、右折時には、交差点の手前又は奥側いずれかの支柱に設置する。（路面表示に関しては、交差点から20m手前を基本に設置する。）
- ・「確認」の設置位置は、交差点から5m～300m先の範囲として、50m先を基本に設置する。



3. 看板のパターンと標準仕様

◆ 看板のパターン（ルート1：きた北海道ルートの場合）



※番号は基幹ルートの番号により1～ 使用

◆ 看板の標準仕様

ステッカー
●無反射ステッカー 青白デジタルプリント／ラミネート加工
●色番(青色) マンセル値10B5/10 (日本塗料工業会 色見本近似値：69-50T)
標識板
●アルミ板リブ付き (t=2mm)



無反射ステッカーを標識板に貼る
(写真はスイスモビリティの例)



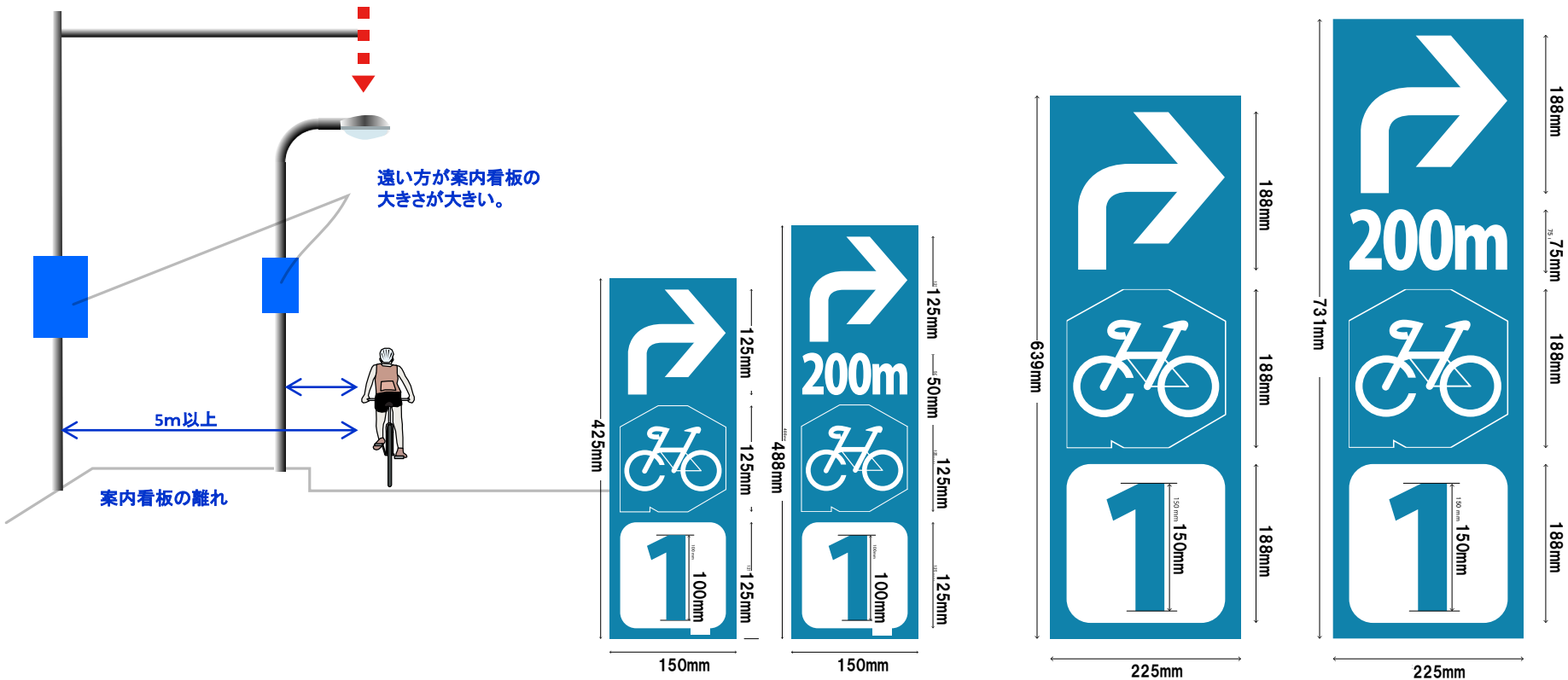
ルート7の設置例

【解説】

自転車のルート案内看板は法定外標示のため、公の仕様規定がありません。このため、H29～H30年の試行時において問題がなかった無反射ステッカーを標準的な仕様としていますが、ルートの使い方や交通状況に応じて反射材料を採用することも考えられます。

4.サイクリストからの離れによる案内看板の大きさの違い

・サイクリストからの位置によって設置する案内看板の大きさを変えることを基本としています。
歩道などがあり、支柱が民地側にある場合は縦639mm（予告は731mm）×横225mm、支柱が歩車道境界にある場合は縦425mm（予告は488mm）×横150mmを基本としています。



▲支柱が自転車走行位置と
離隔がない場合

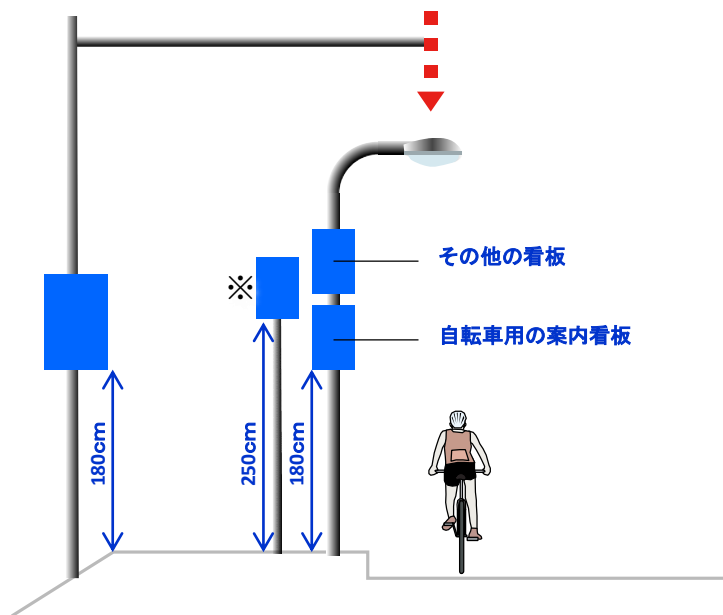
▲支柱が自転車走行位置と
離隔がある場合（5m程度以上）

※予告は縦方向が長くなっています（寸法詳細は別紙参照）

5.案内看板の設置高さ

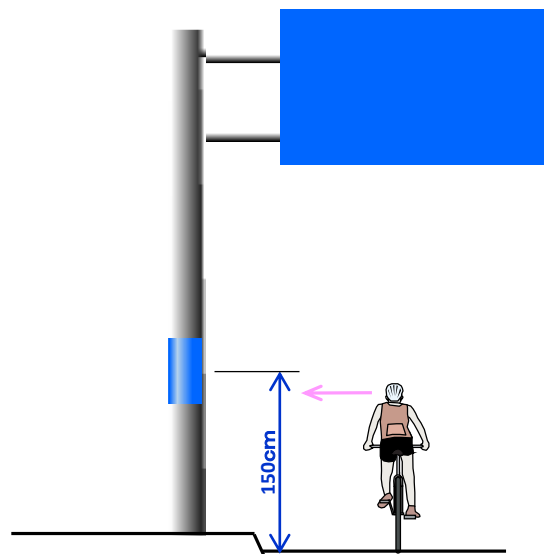
- ・試行段階(支柱にシール貼り)では目線の高さ(地表面より150cm)を基本としていたが、本格運用にともない表示板を設置することから、設置には歩道の建築限界等に留意が必要。
- ・同じ支柱に複数の看板が設置される場合は、自転車用の案内看板を最下部にすること。

【案内看板の設置高さ】



歩道やのり面にある支柱に板状の案内看板を設置する場合（H=180cm以上を標準）

※歩道に路上施設帯がなく、十分な歩道幅員が確保できない場合、H=250cm以上とする。

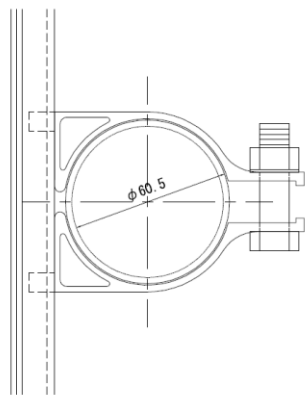
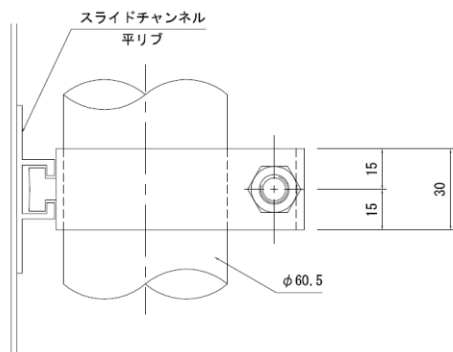


太い支柱に直接ステッカー（P4）を貼る場合
（従来通りH=150cm 支柱Φ267.4mm以上）

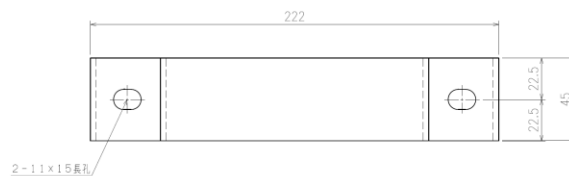
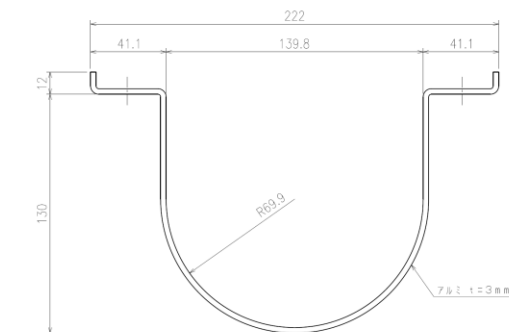
6.案内看板の設置方法

・支柱サイズの違いによる設置方法。

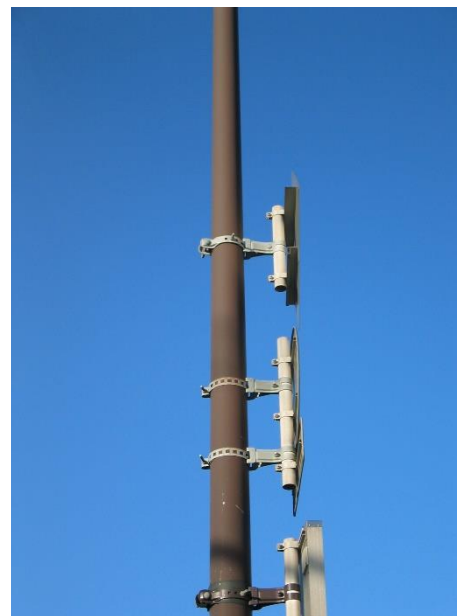
Φ60.5～76.3 ⇒ Oバンドの例



Φ89.1～114.3 ⇒ Uバンドの例



Φ130～ ⇒ 自在バンドの例



7.ルートがネットワークする箇所での案内サインのあり方

■ 基幹ルートの接続状況
(R5.12現在)



ルートとルートが接続している、
ルートの一部が重複している、接
続せずやや離れているなどの場
合の案内方法を規定

○ 接続ルート

- きた北海道ルート × オロロンライン・サイクルルート
- 石狩北部・増毛サイクルルート × オロロンライン・サイクルルート
- オホーツクサイクリングルート × 阿寒・真修釧路湿原ルート

● 重複ルート

- 石狩北部・増毛サイクルルート × 石狩川流域圏ルート
- きた北海道ルート × 石狩川流域圏ルート

○ 非接続ルート

- 富良野美瑛サイクルルート × 石狩川流域圏ルート

- トカプチ400 × 石狩川流域圏ルート × オホーツクサイクリングルート

■ルートが接続する場合のルート案内



ルートの終点であることと、新たなルートの起点であることをピクトグラムと2か国語で表示する



新たなルート9の起点であることをピクトグラムと2か国語で表示する



ルート9の終点であることと、新たなルート1に合流することをピクトグラムと2か国語で表示する

■区間が重複する場合のルート案内

No.1 きた北海道ルート



ルート1の起点であることを表示する



ルート1の終点であることを表示する

No.2 石狩川流域圏ルート



ルートの重複区間であることを表示する



■ やや離れた位置にルートが近接する場合のルート案内



ルート4の起終点であることをピクトグラムと2か国語で表示する



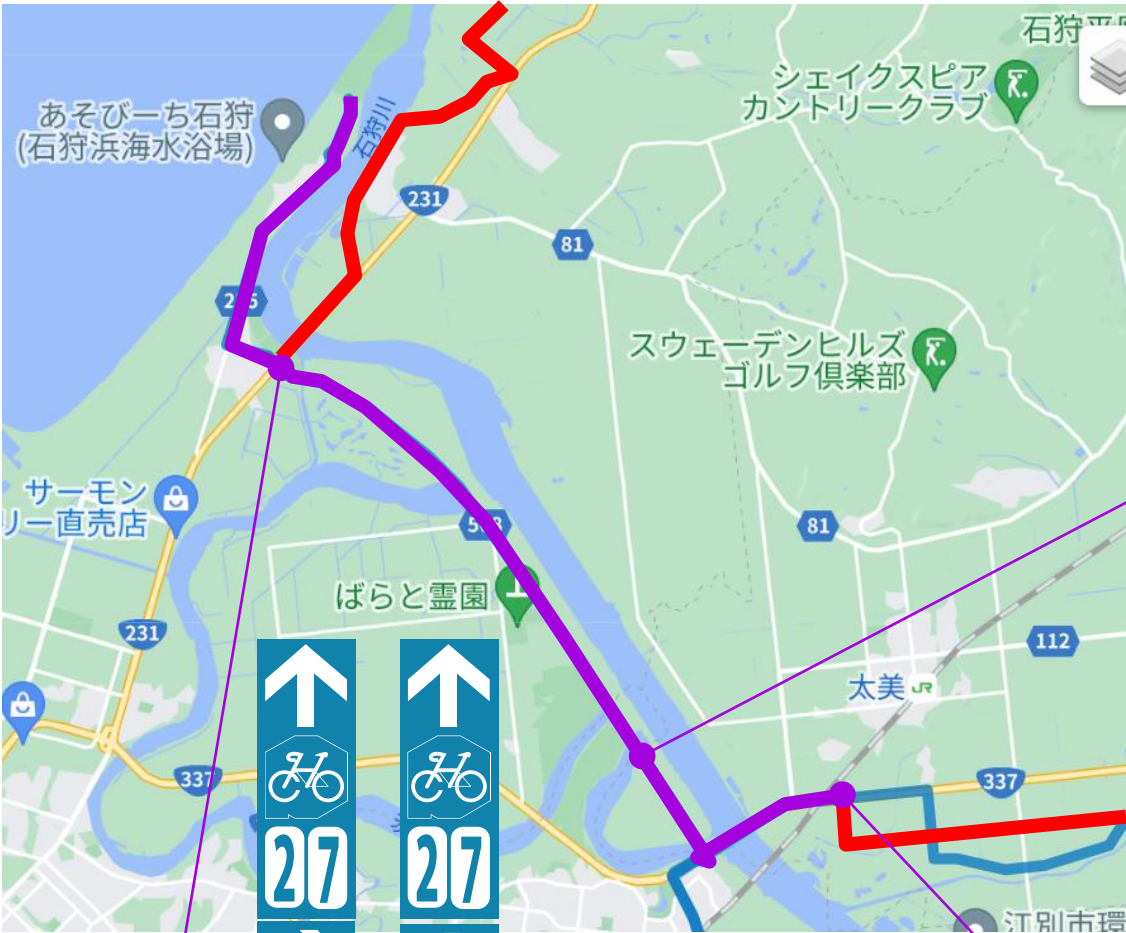
三国峠のパーキング



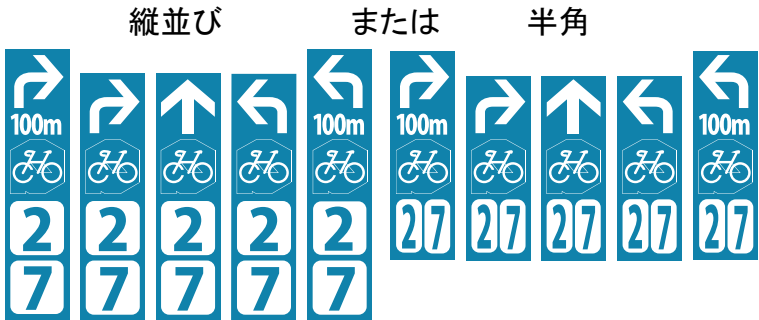
案内地図のイメージ

起終点近傍のパーキングエリア等に
左図のような近隣ルートの案内地図を設置する

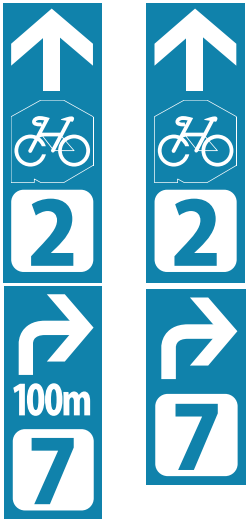
■ 基幹ルートが重複する場合の分岐点での案内方法



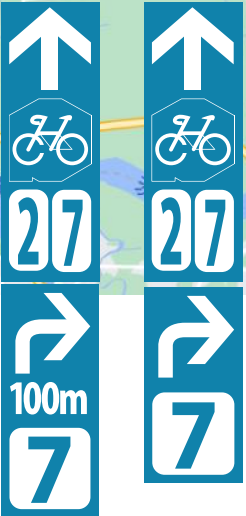
- 石狩北部・増毛サイクルルート(7)
- 石狩川流域圏ルート(2)
- 重複区間



＜重複する区間＞



＜別方向に分岐する箇所＞

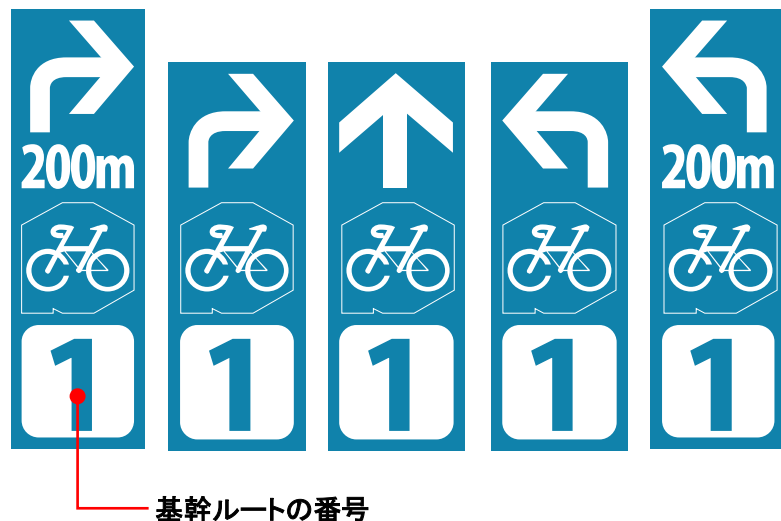


＜別方向に分岐する箇所＞

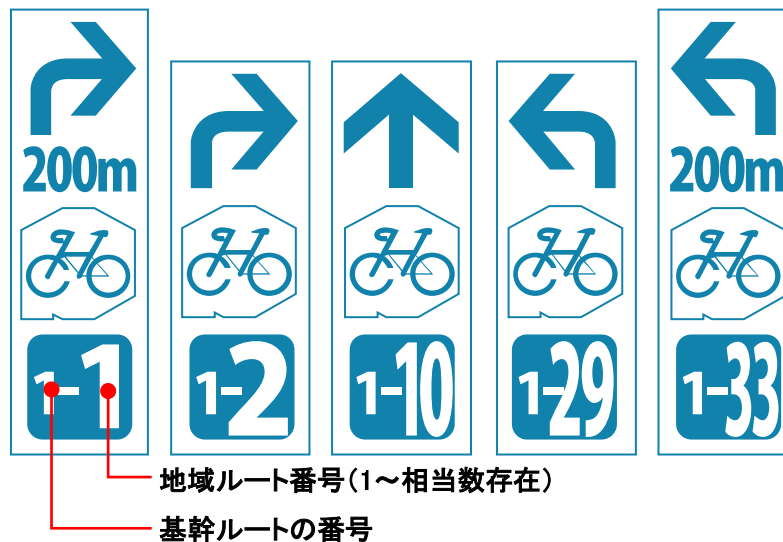
地域ルートのご案内

1.デザイン

■基幹ルートのサインデザイン



■地域ルートのデザイン

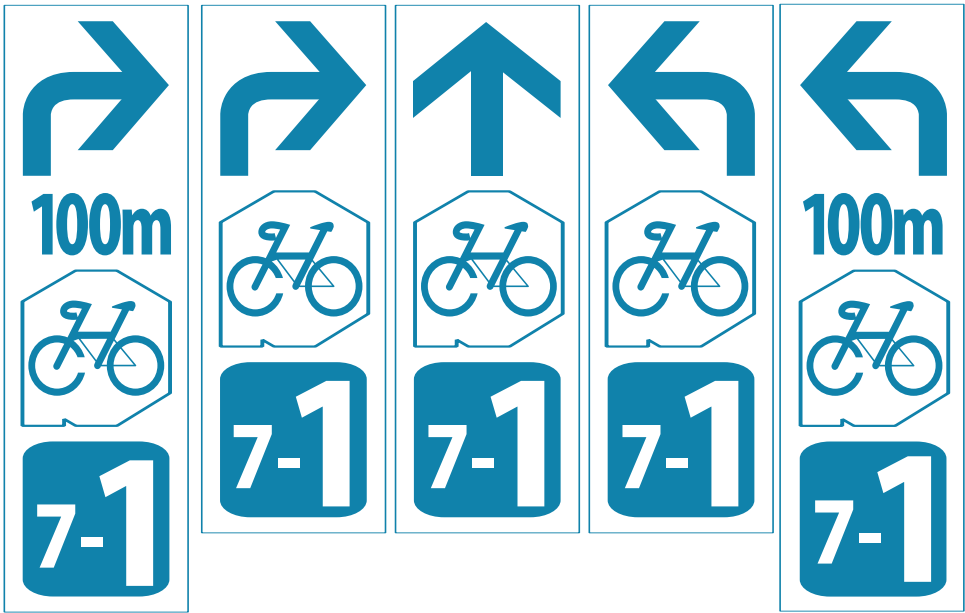


- ・地域ルートのサインデザインは、基幹ルート設置基準を踏襲し統一感のあるデザインとして認知してもらうとともに、差別化を図る必要がある。
- ・このため、地域ルートのサインデザインは、基幹ルートのデザインを反転したデザインとする。
- ・地域ルートの番号は基幹ルート番号の次に地域ルート番号を入れる。

3.看板のパターンと仕様

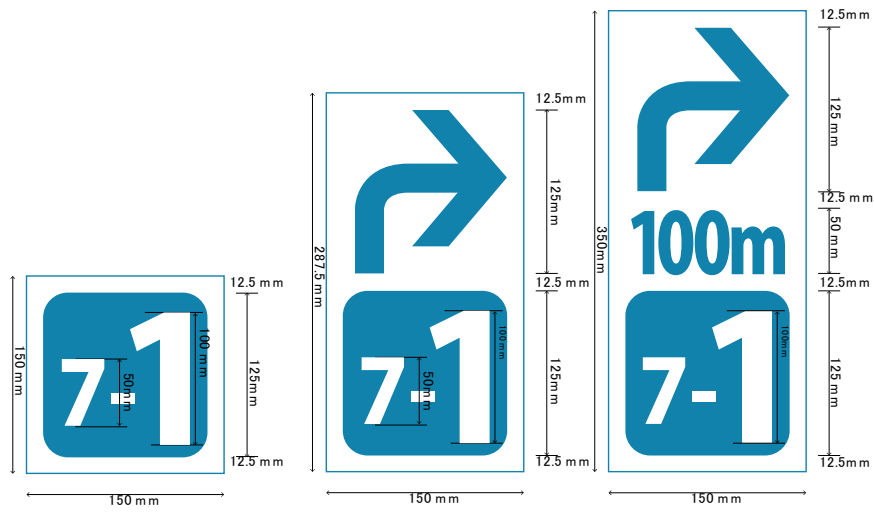
◆シールのパターン（ルート7：石狩北部・増毛ルートの場合）

◆案内用の仕様はP.4参照



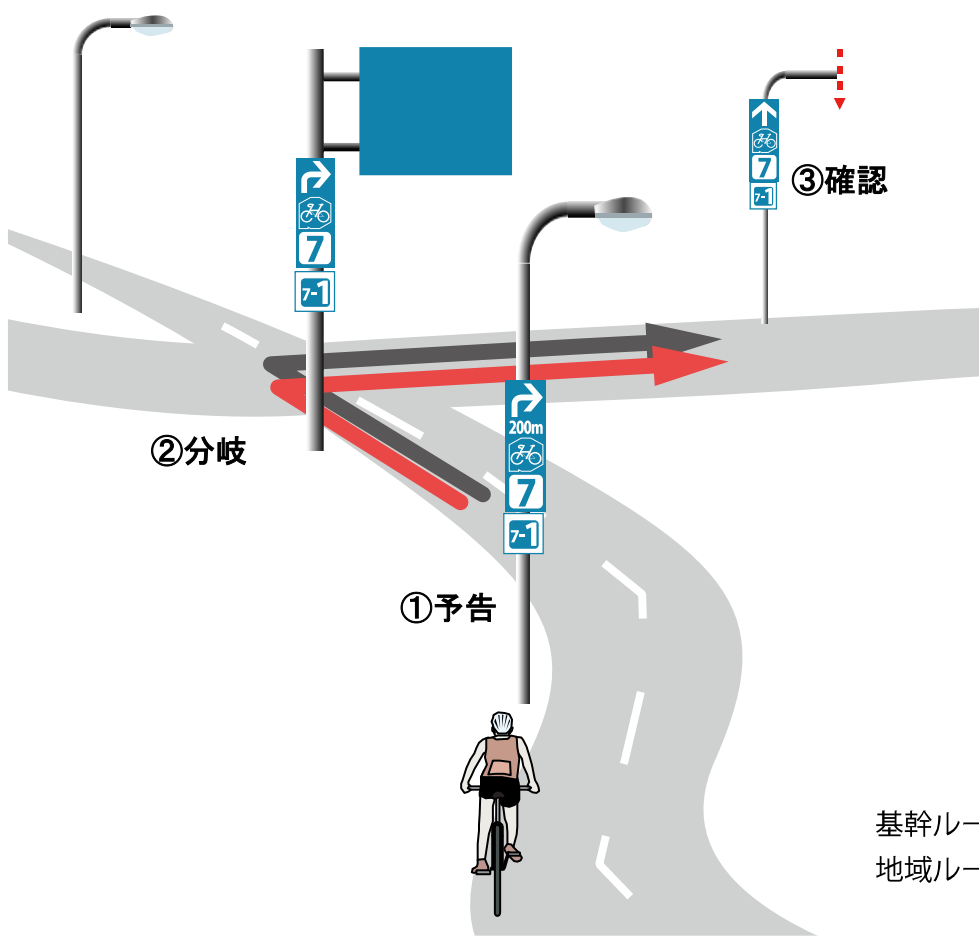
「予告（右）」 「分岐（右）」 「確認」 「分岐（左）」 「予告（左）」
※番号は地域ルートの番号により1～ 使用

◆分離看板の大きさ

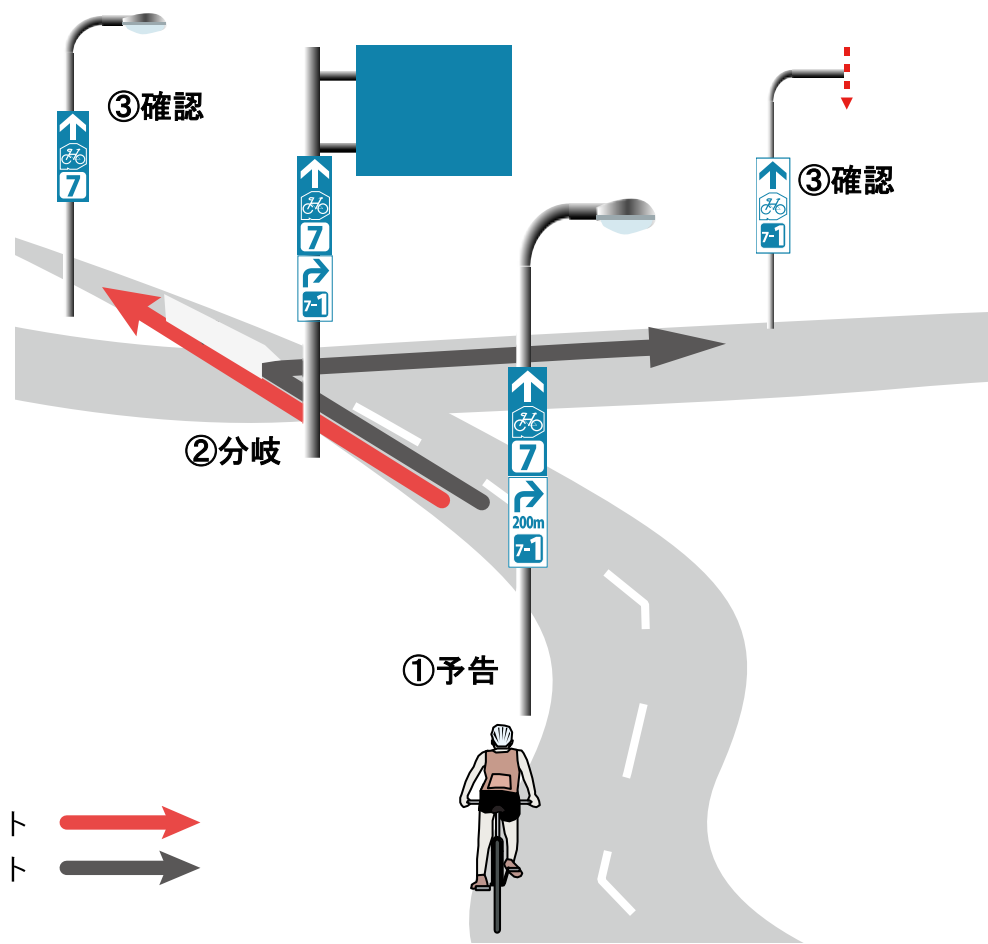


4.設置イメージ

【パターン1(すべてのルートが右折)】



【パターン2(地域ルートのみ右折)】



基幹ルート →
地域ルート →

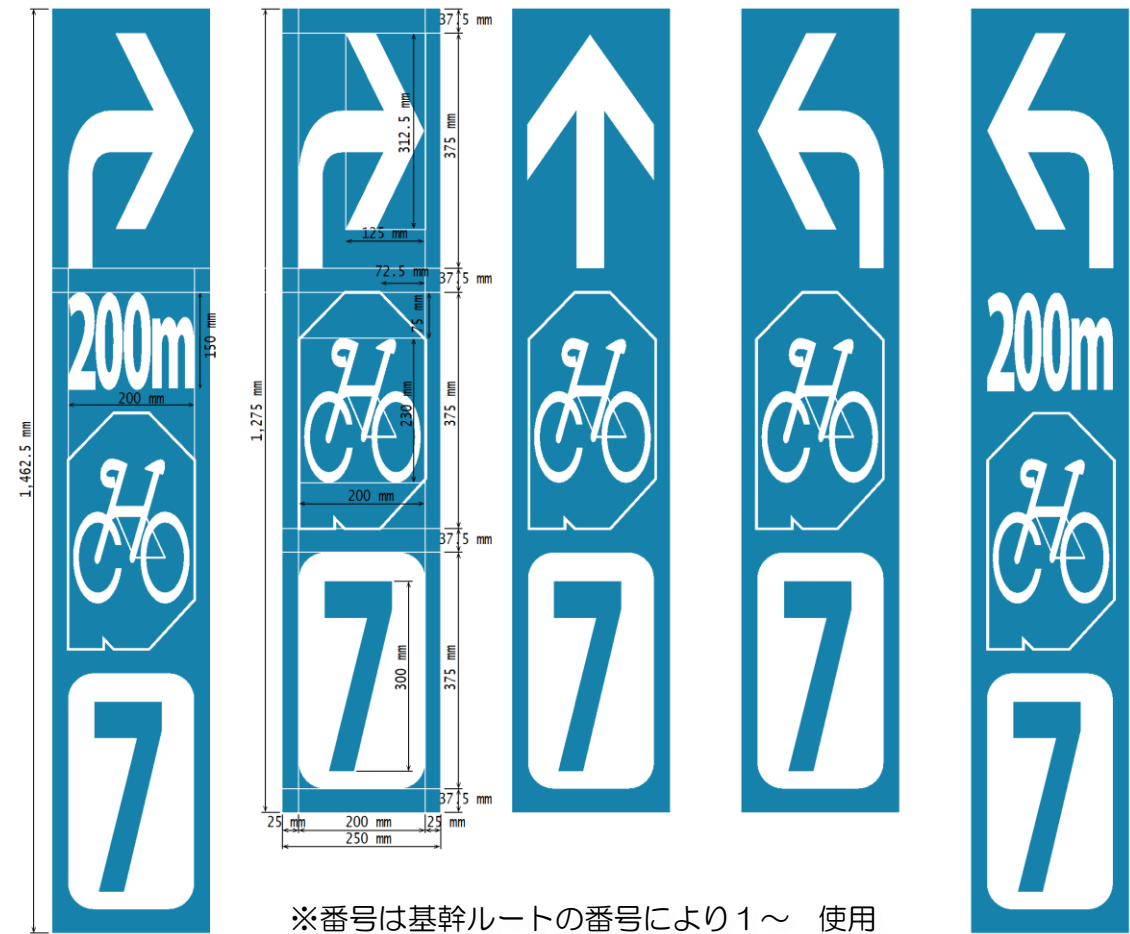
案内用の路面表示



案内用の路面表示

1.案内用路面表示のパターンと仕様 既設柱が無い場合は路面表示

◆パターン（ルート7：石狩北部・増毛ルートの場合）



※番号は基幹ルートの番号により1～ 使用

「予告（右）」 「分岐（右）」 「確認」 「分岐（左）」 「予告（左）」

◆仕様

樹脂系すべり止め塗装

色番(青色) マンセル値10B5/10

(日本塗料工業会 色見本近似値：69-50T)

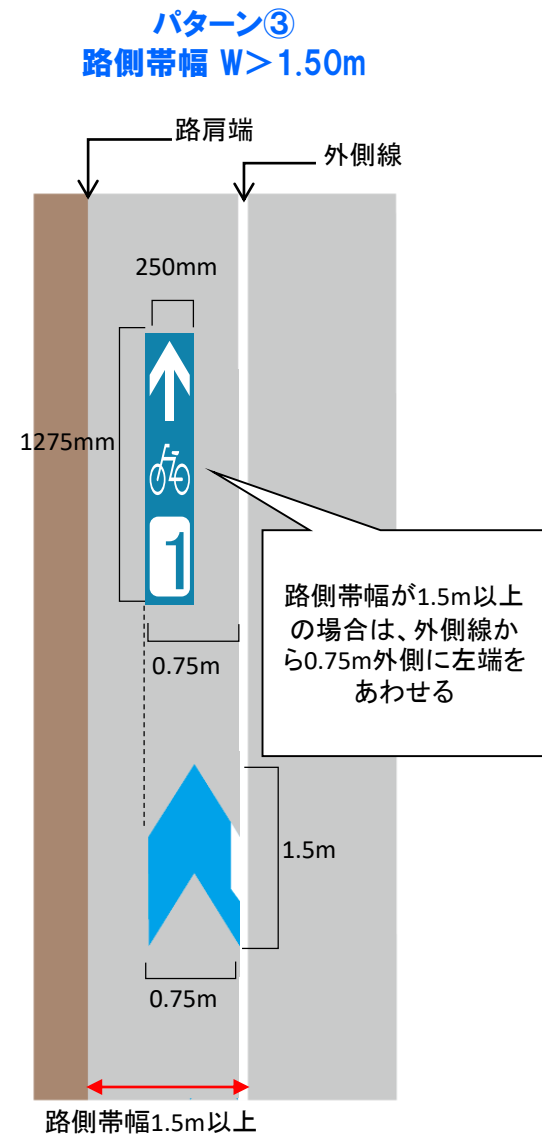
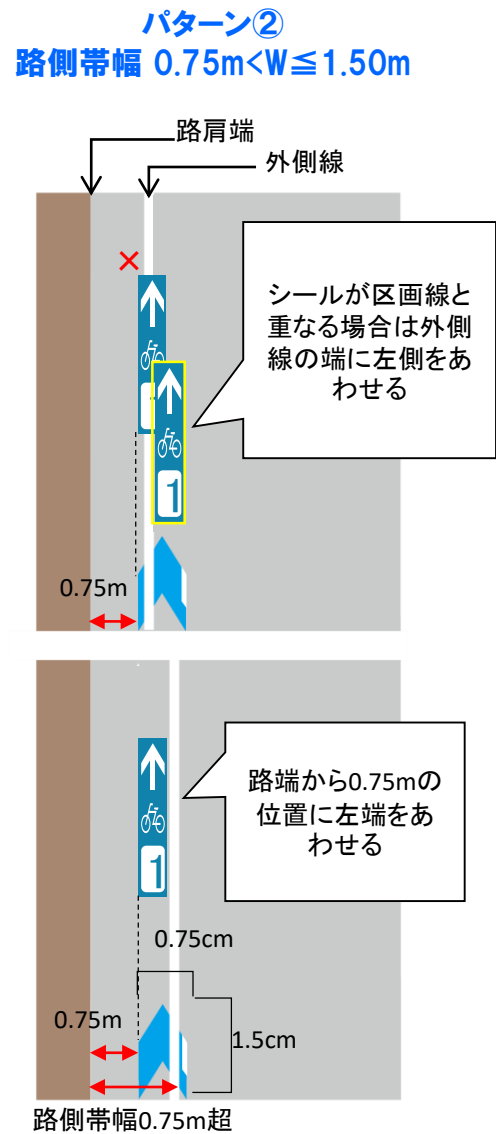
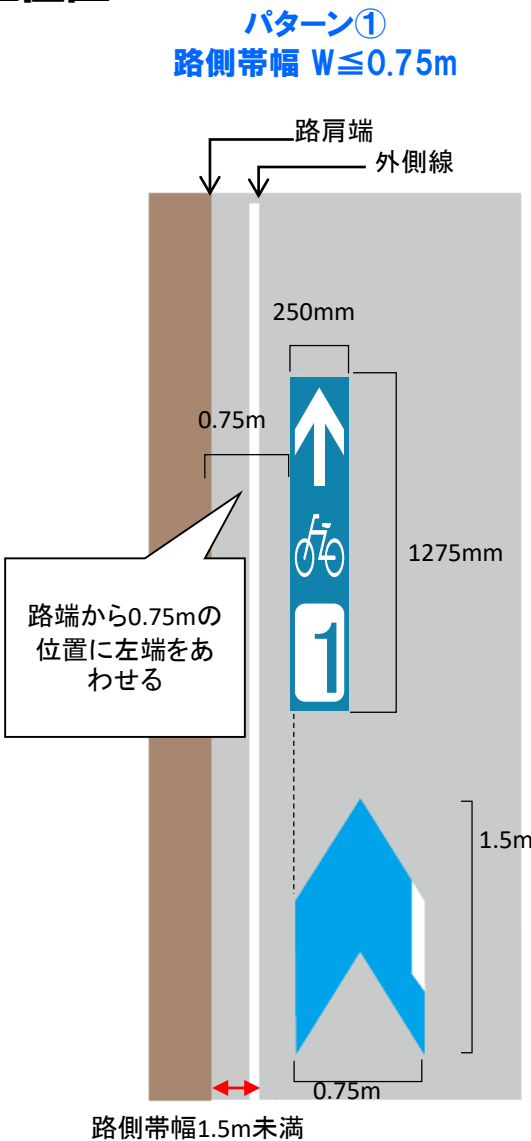
または、シートを使用

NETIS登録番号：HR-110021-VE

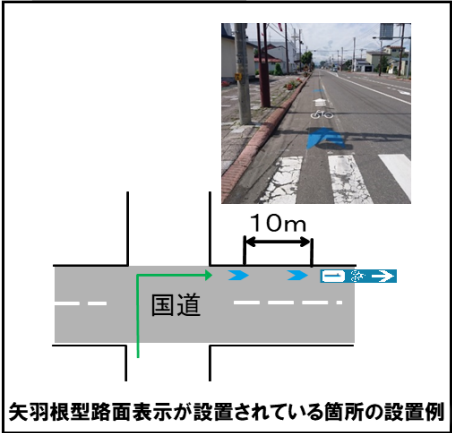
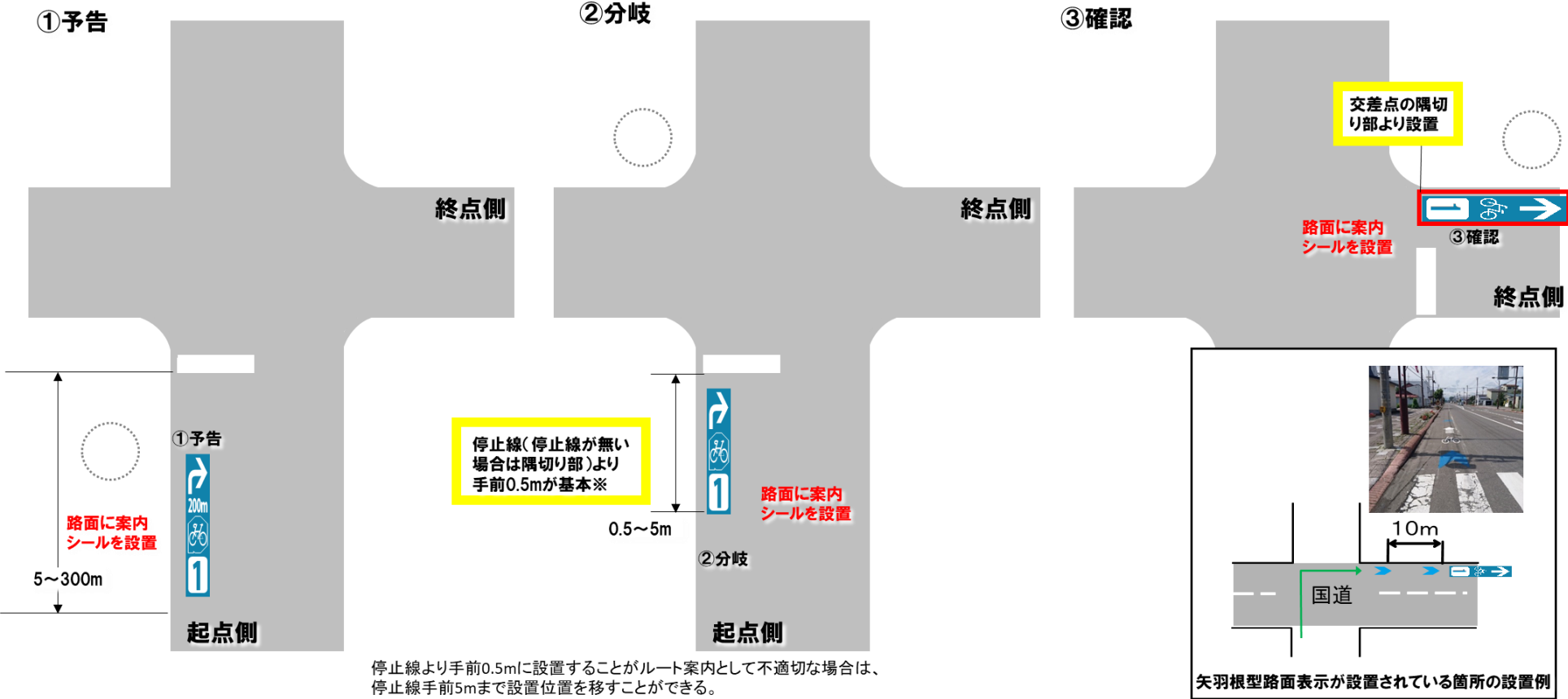


樹脂系すべり止め塗装の施工例（帯広市）

2.設置位置



2.設置位置



案内用の路面表示(地域ルート)

1.案内用路面表示(地域ルート)のパターンと仕様

既設柱が無い場合は路面表示

◆仕様はP.14参照



※番号は地域ルートの番号により1～ 使用

◆分離路面表示の大きさ



案内用の路面表示(地域ルート)

2.配置(路面表示の案内は、案内看板に準ずる)

・路面の案内表示は、①常に上に基幹ルート^①の情報、下に地域ルート^②の情報という順列とし、②重複ルートの増加に柔軟に対応が可能なよう基幹ルート^③の下に分離した看板を追加することを基本とする。③追加表示では自転車ロゴマークは省略する。④進行方向が同じ場合は矢印も省略することができる。

■直進・確認(基幹ルート7番の場合)

通常
(重複なし)



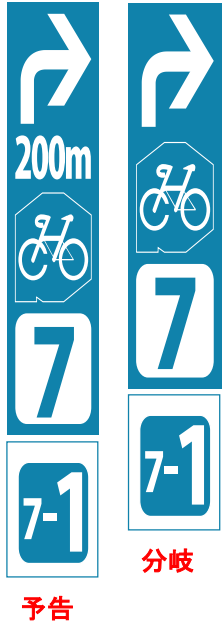
基幹ルート7に地域ルート1が重複



基幹ルートの番号
地域ルート番号(1~相当数存在)

■予告・分岐 基幹ルート7に地域ルート1が重複

パターン1:
基幹・地域とも右折の場合



パターン2:
基幹直進・地域右折の場合



路面表示(矢羽根)

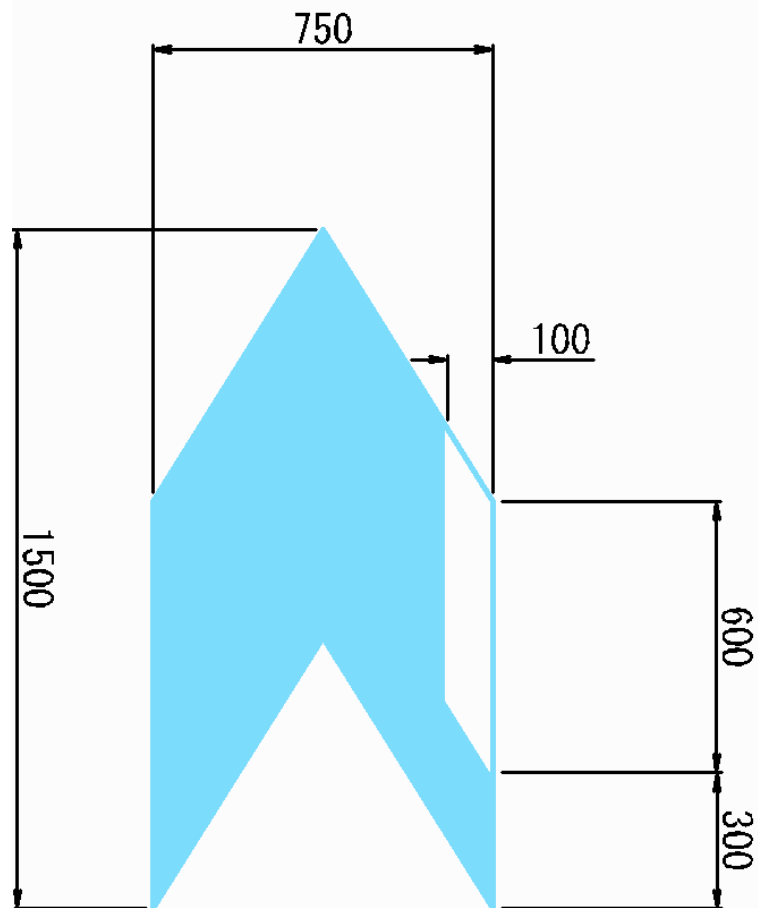


路面表示(矢羽根)

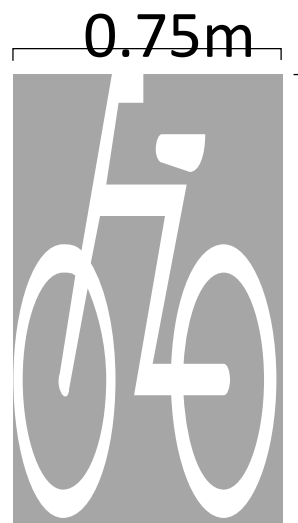
1. 矢羽根・自転車ピクトグラム・矢印の寸法と仕様

- 路面表示(矢羽根)は、平成28年7月に改訂された『[安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン](#)』に準じた寸法を採用とする。
- 自転車ピクトグラムは「[JISZ8210](#)」を採用し、自動車利用者からの視認性を高めるため、[引き延ばした形状](#)とする。
- 特記仕様・材料については、別添資料を参考。(H28年度試行：層雲峡を事例)

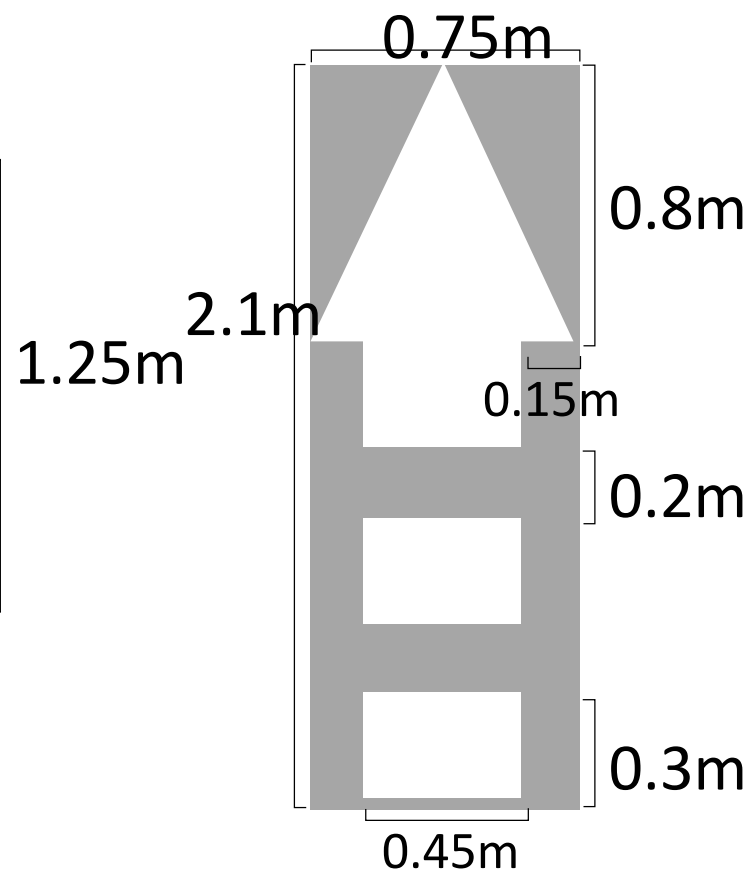
【路面表示(矢羽根)の寸法】



【自転車ピクトグラム(JISZ8210)の寸法】



【矢印の寸法】

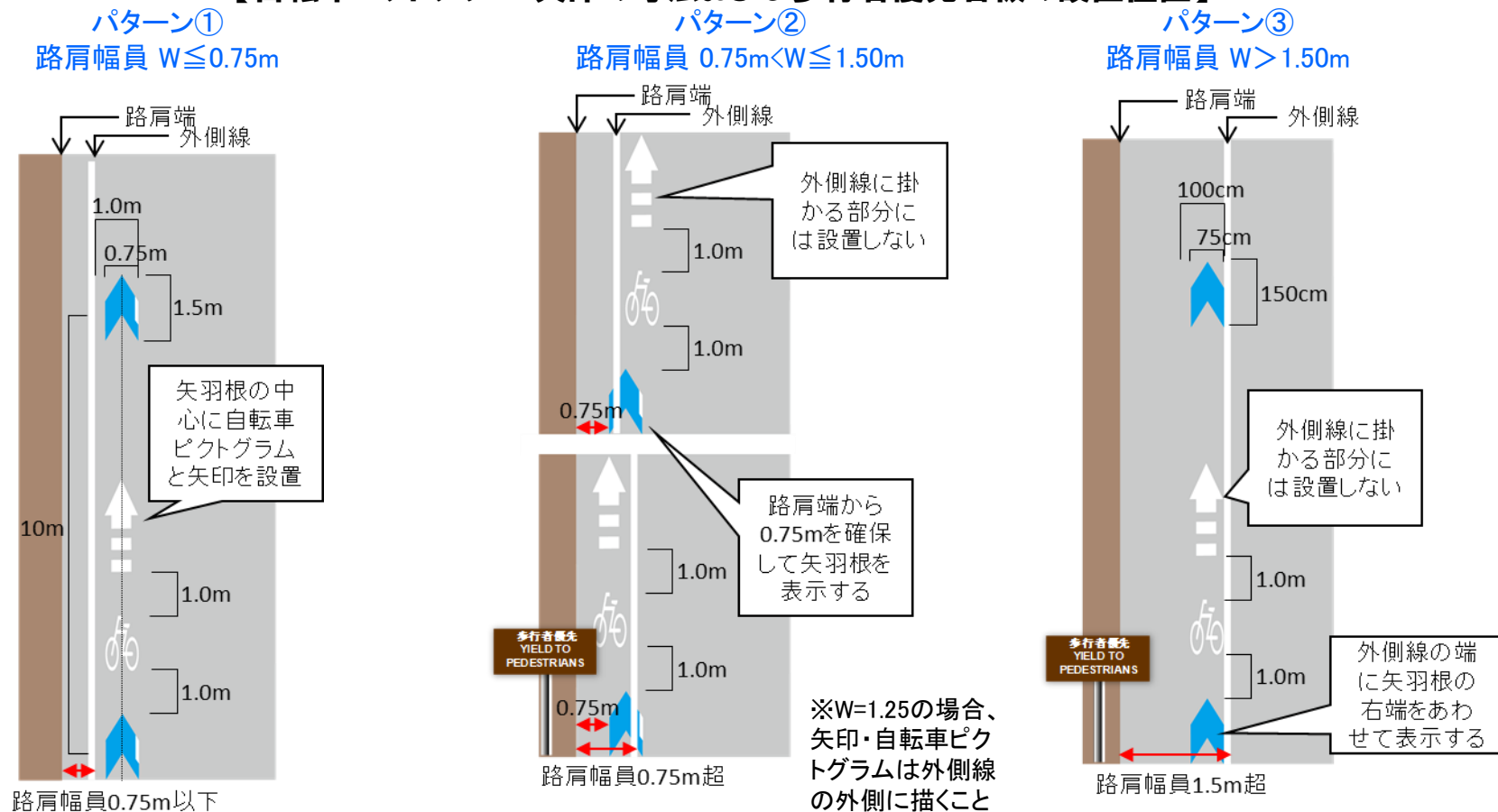


路面表示(矢羽根)

2.設置位置(歩道がない場合)

- 矢印・自転車ピクトグラム・矢羽根間をそれぞれ1.0m空けて設置し、矢印・自転車ピクトグラムは外側線に被らないよう設置することとする。
- また、歩道がない区間かつ路側帯に路面表示(矢羽根)を設置する場合は、「歩行者優先看板」を設置する。
- 「歩行者優先看板」の設置位置は、自転車利用者が路面表示(矢羽根)を視認後、歩行者優先であることを伝えることを目的とするため、「路面表示(矢羽根)間」に設置することとする。
- なお、既設標識の妨げにならないよう、十分に配慮することとする。
- 矢羽根・自転車ピクトグラム・矢印の寸法は前頁に記載。

【自転車ピクトグラム・矢印の寸法および歩行者優先看板の設置位置】

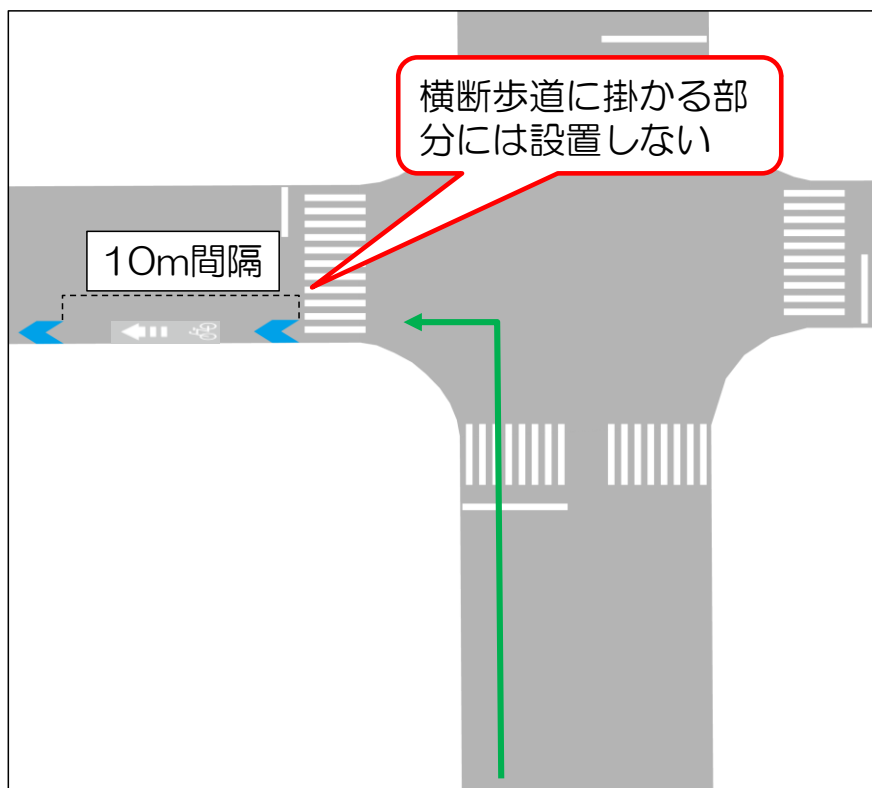


2.設置位置(主要な交差点部)

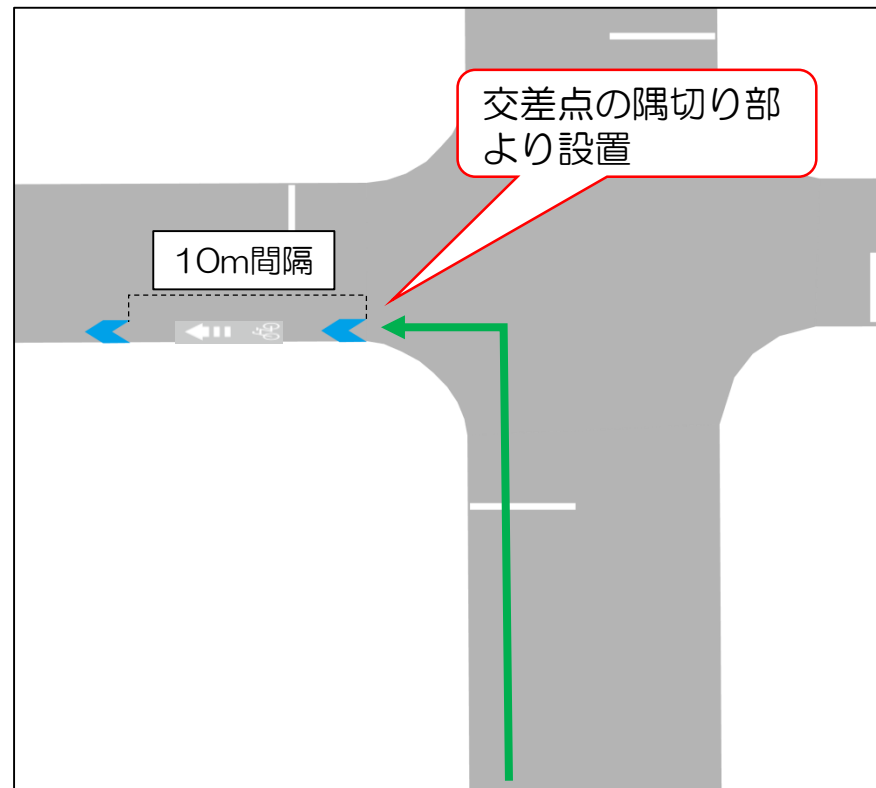
- 国道×道道以上の交差点の分岐後に設置する。
- 横断歩道がある場合は、交差点部における路面表示(矢羽根)の設置位置においては、『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』に準じ、横断歩道に掛かる部分には設置しないこととする。
- 横断歩道がない場合は、交差点の隅切り部より設置することとする。
- マンホール等の蓋、その他付属物等がある場合は、避けること。



【横断歩道がある場合】



【横断歩道がない場合】

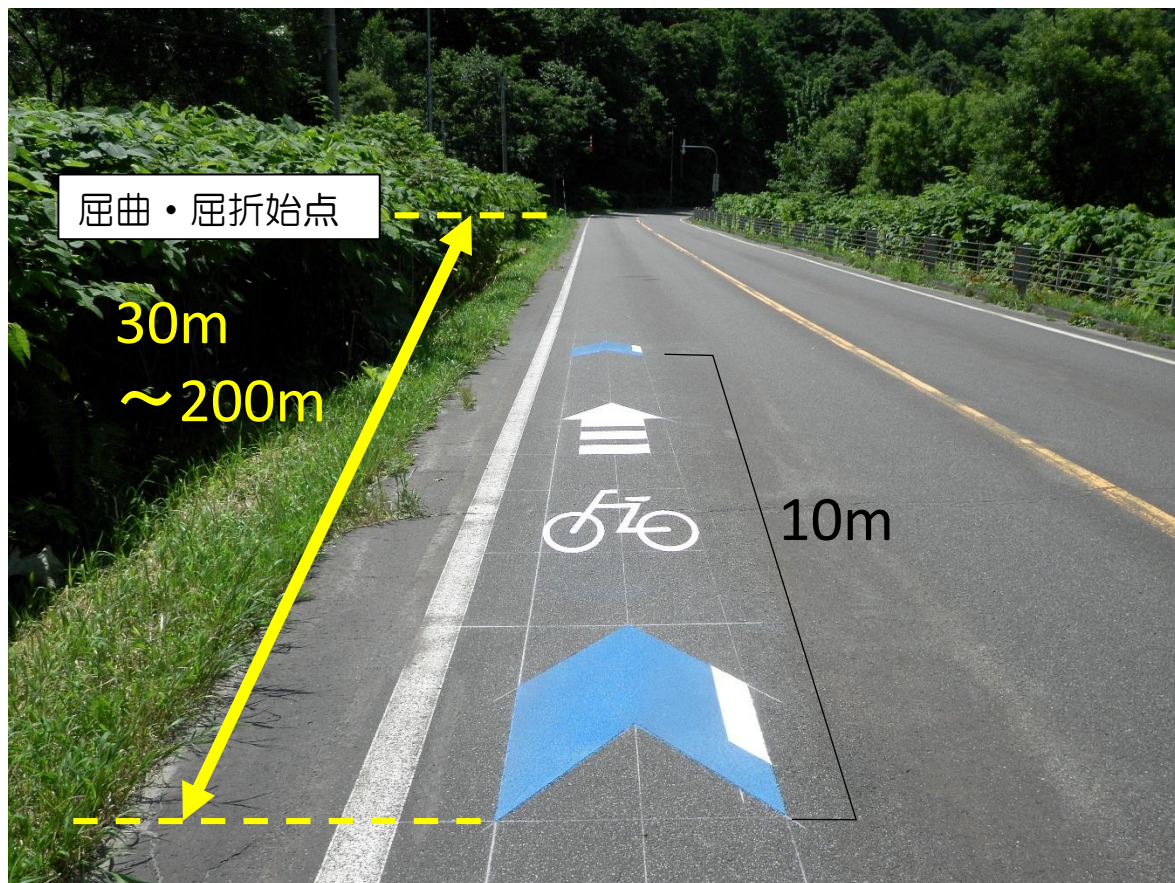


※上記は左折の例であるが、右折も同様とする

路面表示(矢羽根)

2.設置位置(急カーブの手前)

- 曲線半径が160m未満の急カーブの手前に設置する。
- 警戒標識の設置場所は屈曲・屈折始点の手前から30m～200mまでの地点における左側の路端とすると記載されている。
(道路標識設置基準より)
- 以上のことから、**警戒標識が設置されている地点から10m間隔**に路面表示(矢羽根)を設置することとする。
- なお、警戒標識が設置されていない場合は、**屈曲・屈折始点の手前から30m～200mまでの地点に設置**することとする。



2.設置位置(トンネルの入口手前)

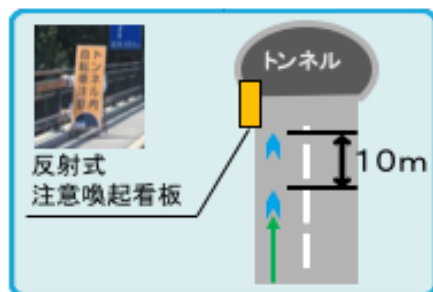
- トンネル入口から50～200mまでの地点に設置する。
- 見通しの悪いトンネルの手前には、注意喚起看板を合わせて設置すること



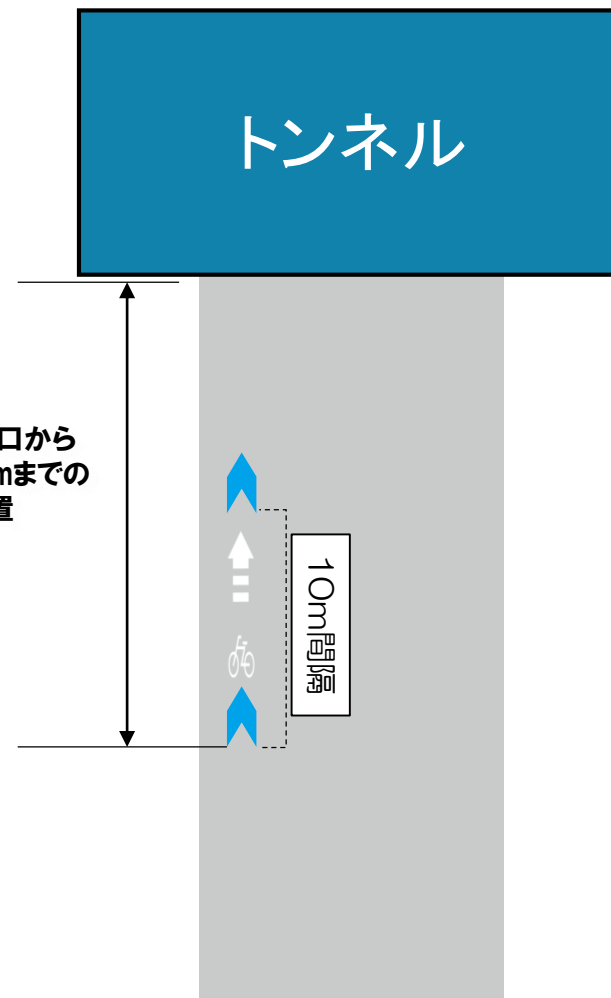
「トンネル入口部」の路面表示(イメージ)

「トンネル入口手前」での設置

10m間隔で矢羽根を2個に加え、注意喚起看板を設置



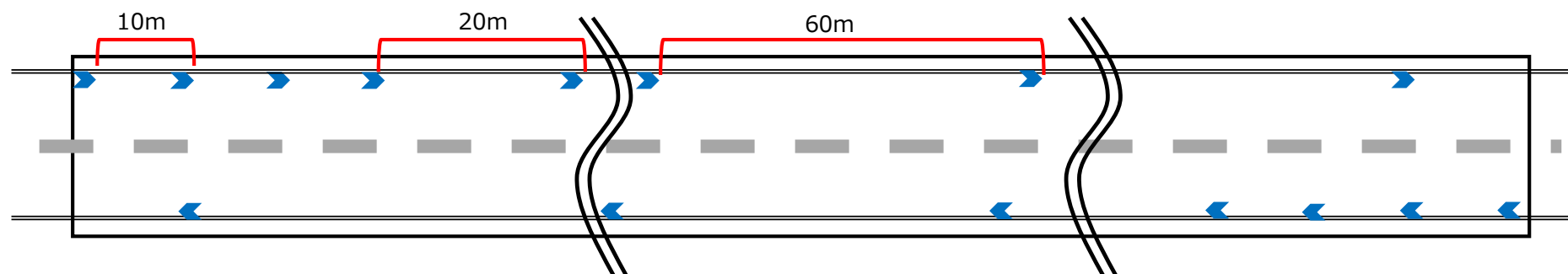
トンネル前注意喚起看板を
デザインした例



2.設置位置(トンネル内)

○ トンネル内において自転車の走行安全対策を行う場合は、以下に示す設置間隔で矢羽根型路面表示を設置すること

入口より0～40m区間は10m間隔とし、以降20m間隔、入口より100m以上となる場合はその後60mピッチで施工する。



トンネル内に矢羽根型路面表示
を設置した例

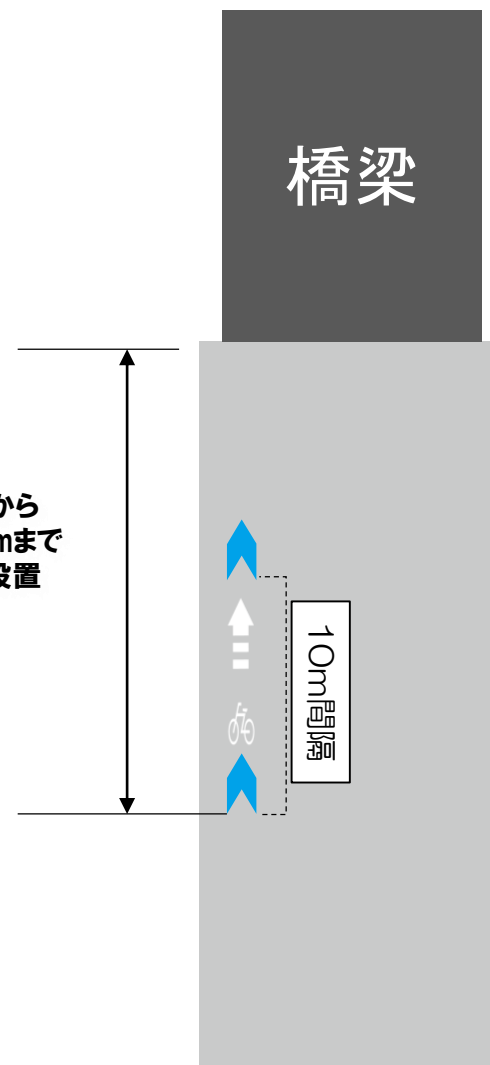
2.設置位置(橋梁の入口手前)

- 橋梁入口から50～200mまでの地点に設置する。
- 幅員が狭くなる橋梁手前には、注意喚起看板を合わせて設置すること



橋梁前注意喚起看板を
デザインした例

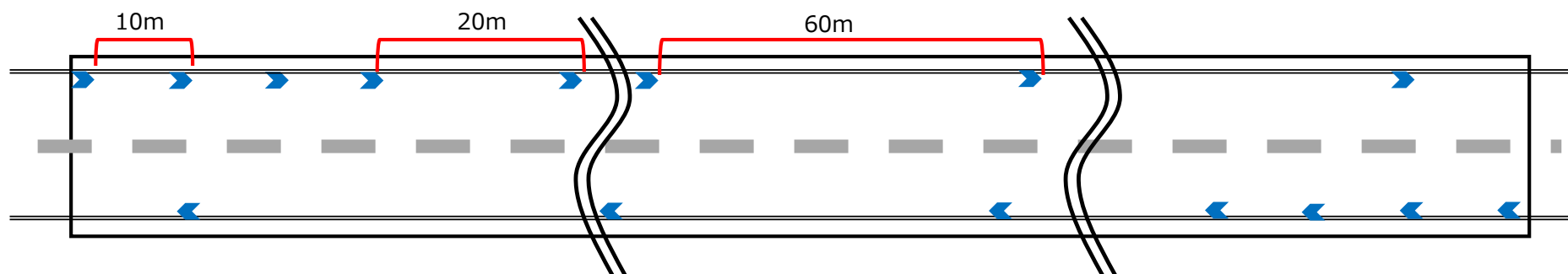
橋梁入口から
50～200mまで
の地点に設置



2.設置位置(橋梁内)

○ 橋梁内において自転車の走行安全対策を行う場合は、以下に示す設置間隔で矢羽根型路面表示を設置すること

入口より0～40m区間は10m間隔とし、以降20m間隔、入口より100m以上となる場合はその後60mピッチで施工する。



路面表示(矢羽根)の仕様

カラーサンド工

・カラーサンド工については、以下の仕様に沿ったものとする。
 なお、適用舗装面は〔既設〕舗装〔アスファルト〕面とする。

内容	適用舗装面	仕上区分	厚さ (mm)	樹脂バインダ [※]	骨材			トップコート
				塗布量 (kg/m ²)	種類	粒径 (mm)	散布量 (kg/m ²)	塗布量 (kg/m ²)
カラートップ	密粒度アスファルト	矢羽根A・B	1.3～1.8	1.2	カラー	1.18～0.21 (4号)	2.4	0.6

樹脂系すべり止め舗装

・樹脂系すべり止め舗装については、以下の仕様に沿ったものとする。
 なお、適用舗装面は【新設or既設】舗装面とする。

内容	適用舗装面	仕上区分	厚さ (mm)	樹脂系バインダ [※]	硬質骨材			トップコート
				塗布量 (kg/m ²)	種類	粒径 (mm)	散布量 (kg/m ²)	塗布量 (kg/m ²)
黒								
カラートップ [※]	密粒度	矢羽根A・B	1	1.1	カラー	1.0～0.5 (B粒)	4	0.2

・カラーについては、青色とするが、変更する場合があるため施工前に監督員と協議すること。
 なお、色の配置については設計図を参照すること。

・全面施工区分箇所幅、厚さの測定については、設計値以上とし、測定頻度は延長80m毎に1箇所とする。

・ゼブラ施工区分箇所幅、厚さの測定については、設計値以上とし、測定頻度は延長80m区間毎に1箇所とする。

・その他、特に定めのない事項や疑義については、監督職員と協議すること。

※一般社団法人 樹脂舗装技術協会による工
 法規格による

高視認性区画線の仕様

2-2-12-4 区画線工（高視認性）

高視認性区画線の材料規格及び使用量は、JIS K 5665 3種2号相当以上とする。

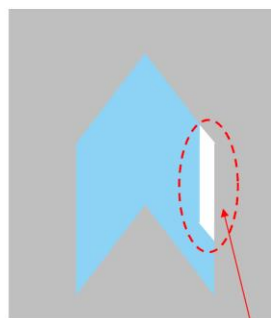
1,000m 当り使用量

型 式	幅	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格
溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種2号（平面塗膜）相当以上

（リブ部の重量は含まない）

その他の規定については、区画線工に準拠するものとする。

※出典 令和4年度工事仕様書 開発局独自
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/slo5pa000000kv6k-att/slo5pa000000kve9.pdf>



縁に「白線（高輝度タイプが望ましい）」を設置

夜間の視認性を向上させる必要がある場合には、矢羽根型路面表示の縁に白線を設置する等の対応をとるものとする。
 （図Ⅱ-6 参照）

図Ⅱ-6 矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の例

※出典 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン